



有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等の所得計算の説明書

税 務 署

この説明書は……有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例の適用がある方のために用意したもので、調整出資金額の計算や計算書の書き方などについて説明してあります。

1 有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例の概要

有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」といいます。）を締結している組合員である方が、本年中において、組合契約に基づいて営まれる事業（以下「組合事業」といいます。）から生ずる事業所得、不動産所得又は山林所得を有する場合において、次の(1)の組合事業による事業所得等の損失額が、次の(2)の調整出資金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）は、本年分の事業所得の金額、不動産所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないこととされています。

なお、組合契約を複数締結している場合には、この特例は組合契約ごとに適用することとなります。

(1) 組合事業による事業所得等の損失額

組合事業による事業所得等の損失額とは、組合契約を締結している組合員である方の本年における組合事業から生ずる事業所得、不動産所得又は山林所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が組合事業から生ずるこれらの所得に係る必要経費に算入すべき金額の合計額に満たない場合における、その満たない部分の金額に相当する金額をいいます。

(注) 1 組合事業による事業所得等の損失額は、組合事業から生ずる事業所得、不動産所得又は山林所得の個々の所得区分ごとに判定するのではなく、同じ組合事業から生ずるこれらの所得に係る総収入金額に算入すべき金額及び必要経費に算入すべき金額をすべて合計したところで損失額が生ずるかどうかを判定します。

2 組合事業による事業所得等の損失額が生ずる場合であっても、その損失額が次の(2)の調整出資金額を超えない場合には、その損失額は、通常の所得税法の規定により事業所得、不動産所得及び山林所得のそれぞれの所得金額を計算し、損益通算を行うこととなります。

(2) 調整出資金額

調整出資金額とは、有限責任事業組合（以下「組合」といいます。）の計算期間（有限責任事業組合契約に関する法律第4条第3項第8号の組合の事業年度の期間をいいます。以下同じです。）の終了の日の属する年における組合契約を締結している組合員である方の組合事業に係る次の①及び②の金額の合計額から③の金額を控除した金額（控除した金額が0円を下回る場合には、0円）となります。

① 出資の価額の合計額

本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合契約に基づいて組合に対して出資をした金銭その他の財産の価額で組合の会計帳簿に記載された出資の価額の合計額に相当する金額

(注) 計算期間中に組合契約を締結していた組合員（以下「従前の組合員」といいます。）からその地位の承継（組合契約を締結している組合員である方が組合契約を締結していた他の組合員からその地位を承継した場合における承継を含みます。）をした場合には、その承継をした日の直前における組合の資産の額から負債の額を控除した残額に、各組合員の出資の価額の合計額のうちに従前の組合員の出資の価額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する額は、その承継をした日に組合に対して出資をしたものとみなして計算します。

② 各種所得金額の合計額

前年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（前年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合に

は、最も遅い終了の日の属する計算期間）以前の各計算期間において組合事業から生ずる各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額の合計額から各種所得に係る次のイからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額の各計算期間における合計額に相当する金額

イ 事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得……事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、これらの所得に係る総収入金額から控除される必要経費の額

ロ 配当所得……配当所得の金額の計算上、配当所得に係る収入金額から控除される負債の利子の額の合計額

ハ 譲渡所得……譲渡所得の金額の計算上、譲渡所得に係る総収入金額から控除される資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額

ニ 一時所得……一時所得の金額の計算上、一時所得に係る総収入金額から控除されるその収入を得るために支出した金額の合計額

(注) 組合事業から生ずる各種所得に係る収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額又は各種所得に係る上記のイからニまでに掲げる金額の計算について、所得税法及び租税特別措置法の規定により、各種所得の金額の計算上別段の定めや各種の特例の規定の適用を受けているときは、これらの規定を適用したところで計算します。

ただし、源泉分離課税や申告分離課税とされているものがある場合には、調整出資金額の計算においては、これらも含めて計算することになります（この場合には税込みの金額に基づき計算します。）。

③ 組合からの分配額の合計額

本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合から交付を受けた分配額（分配した組合財産の帳簿価額をいいます。）の合計額に相当する金額

2 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算

必要経費不算入損失額がある場合において、その必要経費不算入損失額が組合事業から生ずる事業所得、不動産所得又は山林所得のうちいずれか一の所得から生じたものであるときは、その必要経費不算入損失額はその一の所得から生じた損失額から成るものとされ、また、二以上の所得から生じたものであるときは、その必要経費不算入損失額をその二以上の所得に係るそれぞれの損失額（その二以上の所得のそれぞれについて、組合事業から生ずる総収入金額に算入すべき金額が組合事業から生ずる必要経費に算入すべき金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額をいいます。）によりあん分して計算した金額をもって、その必要経費不算入損失額はその二以上の所得のそれぞれから生じた損失額から成るものとされます。

3 調整出資金額その他の事項を記載した書類の申告書への添付

組合契約を締結している組合員である方で申告書を提出する場合は、調整出資金額その他の事項を記載した「平成____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」（以下「計算書」といいます。）を申告書と一緒に提出しなければなりません。また、必要経費不算入損失額のある場合は、「（付表）組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」（以下「計算書付表」といいます。）も併せて提出しなければなりません。

なお、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得に係る内訳等を組合事業ごとに「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）に記載して、「計算書」とともに申告書と一緒に提出しなければなりません。この場合には、「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）の表題の上部に組合の名称を「（有限責任事業組合〇〇〇）」等と記載します。

4 申告書を提出しない場合の調整出資金額その他の事項を記載した書類の提出

組合契約を締結している組合員である方で申告書を提出しない場合であっても、上記3に従い「計算書」、「計算書付表」及び「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）を、本年分の確定申告期限までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

計算書へのマイナンバー（個人番号）の記載について

申告書を提出せずに計算書を提出する場合は、①計算書へのマイナンバー（個人番号）の記載及び②本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、計算書を申告書と一緒に提出する場合は、計算書へのマイナンバー（個人番号）の記載等は不要です。

各記載例は、次の設例（申告書を提出する場合）によっています。

【設 例】

- ・組合の計算期間 …………… 平成29年1月1日～平成29年12月31日
- ・平成29年分の組合事業から生じた所得の内訳
 - 事業所得(営業等) …………… 総収入金額：12,000,000円、必要経費：18,000,000円
 - 利 子 所 得 …………… 収 入 金 額： 1,000円（うち所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額153円）
 - 雑 所 得 …………… 総収入金額： 200,000円、必要経費： 250,000円
- ・平成29年中に終了した計算期間の出資の価額の合計額 …………… 3,000,000円
- ・平成28年以前に終了した計算期間の終了の時までの出資の価額の合計額 …………… 1,000,000円
- ・平成28年以前に終了した計算期間の終了の時までの各種所得金額の合計額 ……………△2,549,000円

○『平成____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書』の記載例

税務署受付印



平成29年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書

（書き方については、控用の裏面を読んでください。）

○ ○ 税務署長

30 年 2 月 16 日提出

提出用

1 住所及び氏名等

住所（又は居所）	※ (〒 -)	フリガナ 氏 名	コク ゼイ タ ロウ 国 税 太 郎 ㊤
		個人番号 ※ (この計算書を申告書に添付して提出する場合は記入不要です。)	※
(納税地)	※ (〒 -)	電話番号	※

2 組合に関する事項

組合の名称	有限責任事業組合〇〇〇	組合事業の内容	〇〇〇〇の開発
組合の主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇町×-××-×	組合の計算期間	自：平成 29 年 1 月 1 日 至：平成 29 年 12 月 31 日

3 組合事業から生じた各種所得の内訳

所得の種類	収入金額 (ア)	必要経費 (イ)	差引 (ア - イ)	
事業	営業等 12,000,000	18,000,000	① △6,000,000	③ △6,000,000
	農業		②	
不動産			④	
山林			⑤	
利子	1,000	-	⑥	1,000
雑	200,000	250,000	⑦	△50,000
合 計 (③+④+⑤+⑥+⑦)			⑧	△6,049,000
事業所得、不動産所得、山林所得の合計 (③+④+⑤)			⑨	(△を付けないで書いてください。)
● ③、④及び⑤の金額の合計額が赤字の場合にのみ、その赤字の金額を書きます。				6,000,000

4 調整出資金額の計算

	前年以前に終了した計算期間の終了の時までの合計額	本年中に終了した終了期間の合計額	合 計 等
出資の価額の合計額	⑩ (前年の⑩) 1,000,000	⑬ (上の⑧) 3,000,000	⑮ (⑩+⑬) 4,000,000
各種所得金額の合計額	⑪ (前年の⑪) △2,549,000	⑭ (上の⑧) △6,049,000	⑰ (⑪+⑭) △8,598,000
組合からの分配額の合計額	⑫ (前年の⑫) 0	⑮ 0	⑱ (⑫+⑮) 0
調整出資金額 (⑮+⑰-⑱)			⑲ (赤字のときは0) 1,451,000

5 調整出資金額超過損失額の計算

調整出資金額超過損失額 (⑲-⑲)	⑳ (赤字のときは0) 4,549,000
● この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。「調整出資金額超過損失額」がある方は、「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」で事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額を計算します。	

(署税理士
電話番号)印

㊤

○『（付表）組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書』の記載例

（付表）組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

二面

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、『平成____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書』で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の⑳の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の⑳）	①	4,549,000 円
---------------------	---	-------------

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）		②	△6,000,000 円
うち事業所得（営業等）の損失額（一面の3の①）（黒字の時は0）		③	△6,000,000 円
うち事業所得（農業）の損失額（一面の3の②）（黒字の時は0）		④	
（③+④）		⑤	6,000,000 円
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）		⑥	
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）		⑦	
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）		⑧	6,000,000 円
事業所得等 農業所得 不動産所得 山林所得	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤} \right)$	⑨	4,549,000 円
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④③（収支内訳書（一般用）の②①）の金額} \right) + ⑨$	⑩	△1,451,000 円
	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤} \right)$	⑪	0 円
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④⑥（収支内訳書（農業所得用）の①⑦）の金額} \right) + ⑪$	⑫	0 円
	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑥}{⑧} \right)$	⑬	0 円
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②②（収支内訳書（不動産所得用）の①⑤）の金額} \right) + ⑬$	⑭	0 円
	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑦}{⑧} \right)$	⑮	0 円
	$\left(\text{組合事業に係る山林所得収支内訳書の①⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用）の②①）の金額} \right) + ⑮$	⑯	0 円

組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④③（収支内訳書（一般用））は②①の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④⑥（収支内訳書（農業所得用））は①⑦の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②②（収支内訳書（不動産所得用））は①⑤の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

組合事業に係る山林所得収支内訳書の①⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は②①の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

○青色申告決算書（一般用）の表題部分の記載例

（有限責任事業組合〇〇〇）	
平成 29 年分所得税青色申告決算書	

○青色申告決算書（一般用）の④③欄の記載例

青色申告特別控除前の所得金額 （③③+③⑦-④②）	④③	△ 1 4 5 1 0 0 0
青色申告特別控除額	④④	
所得金額 （④③-④④）	④⑤	△ 1 4 5 1 0 0 0

● 青色申告特別控除については、「決算書の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。
必要経費不算入損失額 4,549,000円
● 下の欄には、書かないでください。